

京都大学立看板規程について (9)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年3月22日）

「11月祭、北部祭典及び教育学部祭期間中の京都大学立看板規程について」に対するご回答によりますと、当該期間中に設置される立看板については京都大学立看板規程第11条を利用すべし、とのことですが、当該期間中に例年設置されている構造物（立看板と見なすことのできるもの）のいくつか（時計台前クスノキ周辺の構造物、吉田グラウンドのステージ等）は明らかに第4条に規定されているサイズよりも大きいです。そこで、第11条に規定されている場合には第4条の規定を準用せず、当該敷地を管理する部局長の判断にゆだねることにするか、あるいは当該期間中は当該規程を停止するかのどちらかにするよう、要望いたします。

【回答】（回答日：2018年4月19日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

設置されるものが立看板であれば立看板規程が適用され、立看板ではない構造物であれば同規程の対象外となります。いただいたご要望については、1つのご意見として承ります。